

産業建設常任委員会

日 時 平成 23 年 11 月 14 日（月）午前 10 時 00 分～

場 所 第 2 委員会室

- 1 東・西別院町「水道水確保についてのアンケート調査」
中間報告について
（上下水道部説明）
- 2 景観計画案の地元説明の状況報告、道路網見直しの概要説明について
（まちづくり推進部説明）
- 3 農地等の災害復旧について（議会報告会意見対応）
（経済部説明）
- 4 その他
・次回の月例開催について

平成 2 3 年度
「水道水」確保についてのアンケート調査

東別院町

西別院町

【結果報告書】

平成 2 3 年 8 月
亀岡市上下水道部水道課

1. アンケート調査の概要

【調査の概要】

(1) 調査目的

亀岡市における畑野町、東別院町、西別院町の水道未普及地域解消事業計画については、平成15年度にアンケート調査等も実施して事業化へ向けての取り組みを行ってきましたが、当該地域内での水源確保が困難であることなどから、事業費が膨大となり、それに伴う高額な地元（受益者）負担金等が必要になることにより、なかなか進展が図れてこなかったところです。

しかしながら、畑野町において、上水道以外で水道水を確保する手段がないとの地元の熱い思いにより、地元（受益者）負担についてもご理解いただいたうえで、平成21年度から事業着手し、平成25年度完成を目指して現在事業が進捗しています。

今回、東別院町、西別院町における水道未普及地域解消へ向けて、水道水確保の現状を改めて住民の方々に聞いて、その思いや考えを今後の進め方の参考にしていきたいと考え、住民ニーズを反映したあらゆる整備手法を検討することを目的として、本アンケートを実施しました。

(2) 調査項目

調査項目の概要は以下のとおりである。

- ①現在の「飲料水・生活用水」の状況について
- ②将来のことについて
- ③公営水道の設置意向について
- ④その他の意見

(3) 調査方法

各調査対象区の役員による配布・回収

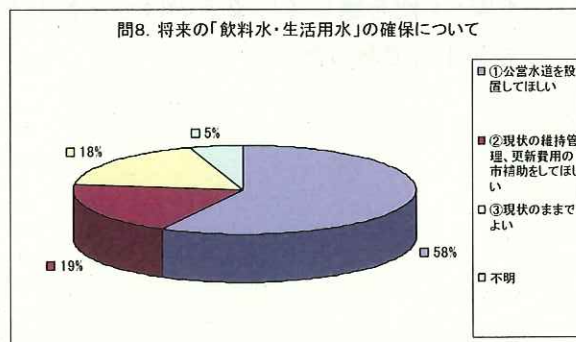
(4) 調査期間

平成23年6月1日～平成23年6月30日

【将来のことについて】

問 8. 将来「飲料水・生活用水」の確保は、どのようにすべきとお考えですか？

「公営水道を設置してほしい」は58%、次いで「現状の維持管理、更新費用の市補助をしてほしい」が19%、「現状のままでよい」も18%あった。

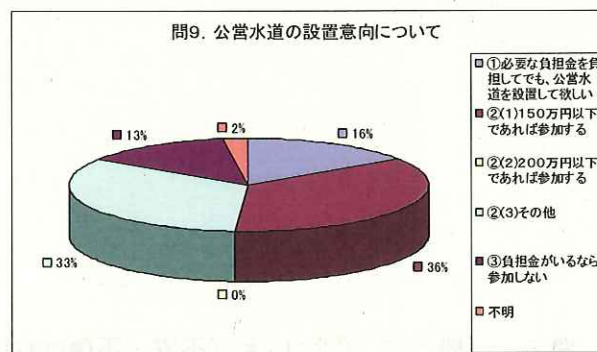


【公営水道の設置意向について】

問 9. 問 8 で、①「公営水道を設置してほしい」をお答えの方にお聞きします。

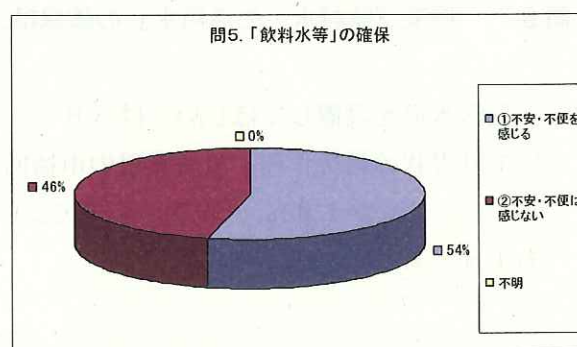
公営水道を設置する場合は、関係する地域の皆様の参加と、整備費用の応分の負担が必要となりますが、負担の意向はどうか？

最も多いのは、「負担金の金額が150万円以下であれば参加する」で36%、次いで「負担金の金額がその他（平均値で約60万円以下）であれば参加する」が33%、「必要な負担金を負担してでも、公営水道を設置してほしい」が16%、「負担金があるなら参加しない」が13%であった。



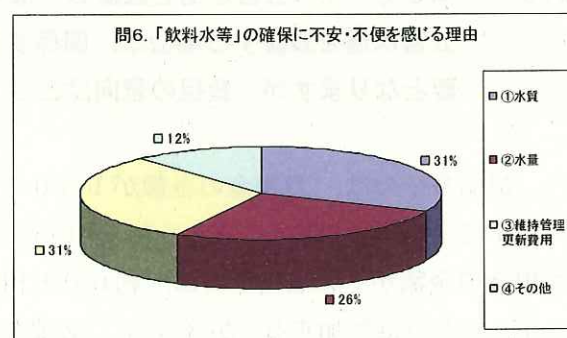
問5. 現在、「飲料水等」の確保に不安・不便を感じておられますか？

不安・不便を感じている方のほうが若干上回って54%であった。



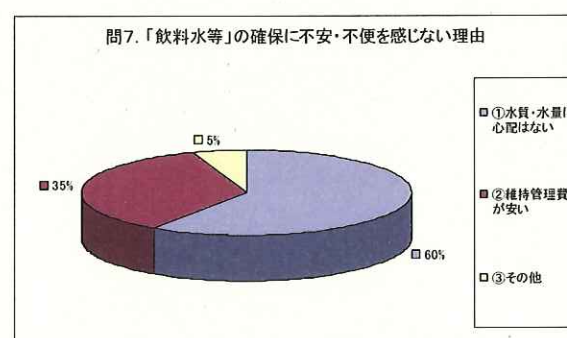
問6. 問5で ①はい と答えられた方の理由で、特に該当するのは？（複数回答有り）

「水質」、「水量」、「維持管理・更新費用」と、選択肢として挙げた理由がほぼ同数となった。



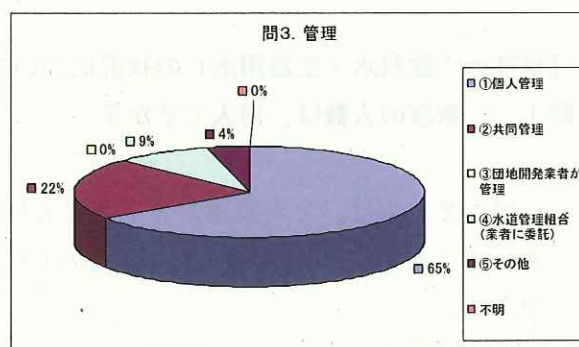
問7. 問5で ②いいえ（不安・不便はない）と答えられた方の理由で、該当するのは？（複数回答有り）

「水質・水量に心配はない」が60%を占め、「維持管理費が安い」は35%であった。



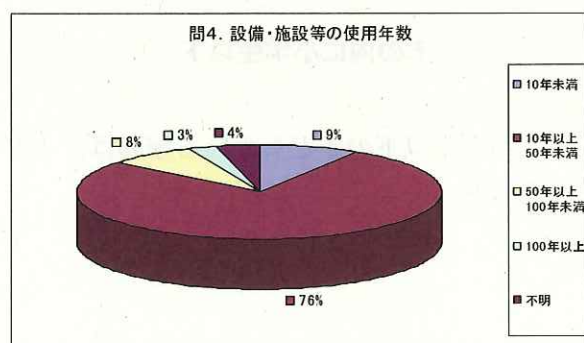
問3. 「飲料水・生活用水」の管理は、誰がされていますか？

問2. の利用水源にほぼ対応するかたちで、「個人管理」が65%で最も多く、次いで「共同の井戸」が22%、開発業者から水道施設の管理運営を引き継いだと考えられる「水道管理組合（業者に委託）」が9%であった。



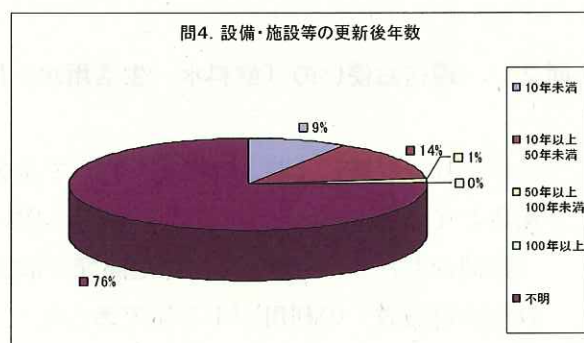
問4. 現在お使いの「飲料水・生活用水」の設備・施設等は、何年くらいお使いですか？

50年未満で76%を占め、居住年数で回答される傾向が見られた。



※設備を更新されている場合は、その更新後

設備の更新については、不明（無回答を含む。）が76%であった。

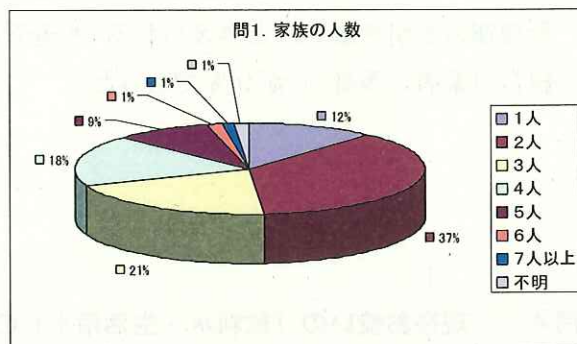


＜西別院町＞

【現在の「飲料水・生活用水」の状況について】

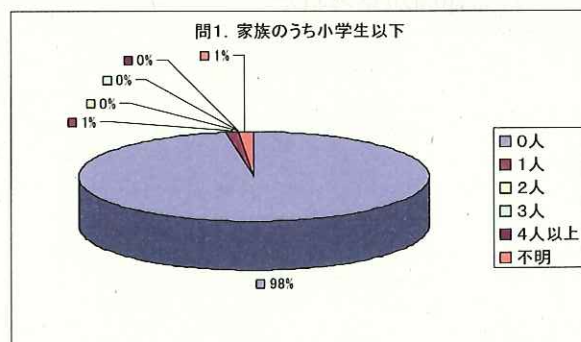
問1. 家族の人数は、何人ですか？

最も多いのは、2人家族が37%であり、次いで3人家族が21%、4人家族が18%であった。



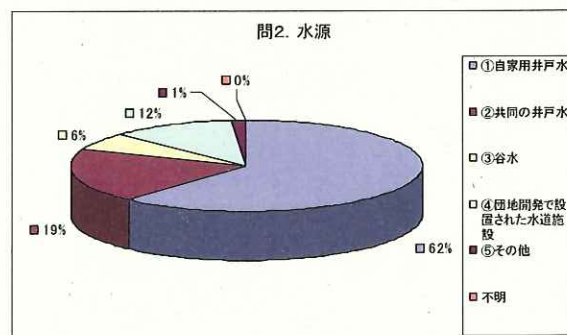
その内に小学生以下

小学生以下の子どもがいる家庭は、1%であった。



問2. 現在お使いの「飲料水・生活用水」は、主に何を利用されていますか？

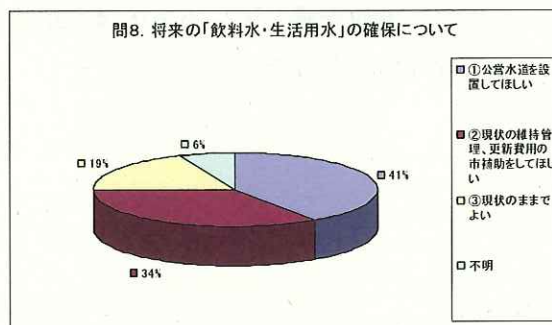
ボーリング等により「自家用井戸」で水を確保されている方が62%で最も多く、次いで「共同の井戸」が19%、「団地開発で設置された水道施設」の利用が12%であった。



【将来のことについて】

問 8. 将来「飲料水・生活用水」の確保は、どのようにすべきとお考えですか？

「公営水道を設置してほしい」は41％、次いで「現状の維持管理、更新費用の市補助をしてほしい」が34％、「現状のままでよい」も19％あった。

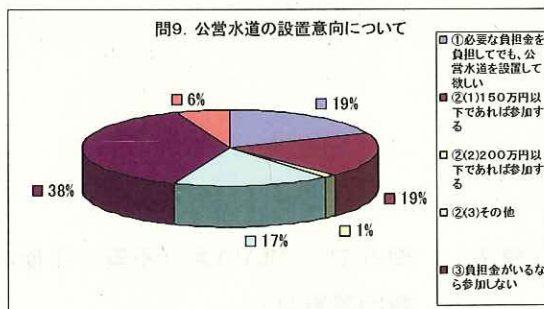


【公営水道の設置意向について】

問 9. 問 8 で、①「公営水道を設置してほしい」をお答えの方にお聞きします。

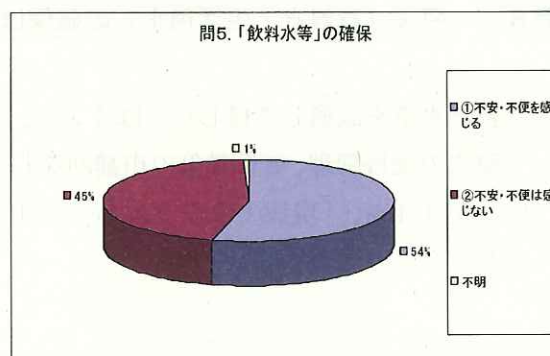
公営水道を設置する場合は、関係する地域の皆様の参加と、整備費用の応分の負担が必要となりますが、負担の意向はどうか？

最も多いのは、「負担金があるなら参加しない」で38％、次いで「必要な負担金を負担してでも、公営水道を設置してほしい」「負担金の金額が150万円以下であれば参加する」が同じ19％であった。



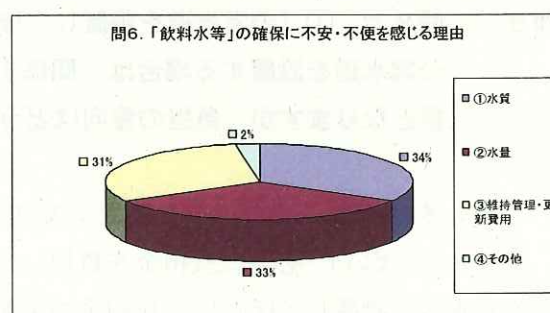
問5. 現在、「飲料水等」の確保に不安・不便を感じておられますか？

不安・不便を感じている方のほうが若干上回って54%であった。



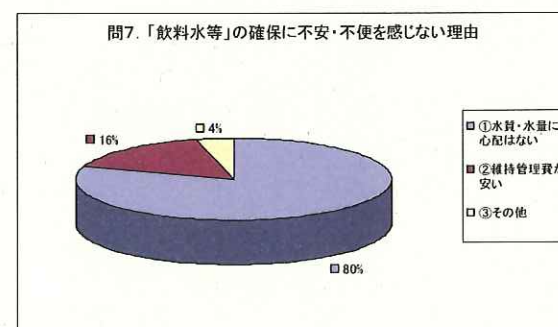
問6. 問5で ①はい と答えられた方の理由で、特に該当するのは？（複数回答有り）

「水質」、「水量」、「維持管理・更新費用」と、選択肢として挙げた理由がほぼ同数となった。



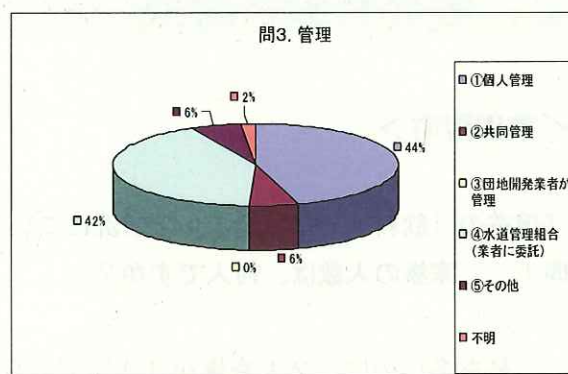
問7. 問5で ②いいえ（不安・不便はない）と答えられた方の理由で、該当するのは？（複数回答有り）

「水質・水量に心配はない」が80%を占め、「維持管理費が安い」は16%であった。



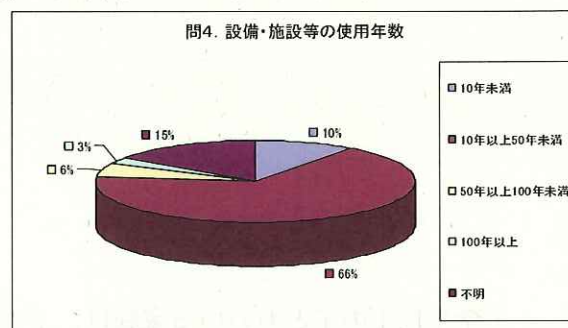
問3. 「飲料水・生活用水」の管理は、誰がされていますか？

問2. の利用水源にはほぼ対応するかたちで、「個人管理」が44%で最も多く、次いで開発業者から水道施設の管理運営を引き継いだと考えられる「水道管理組合（業者に委託）」が42%であった。



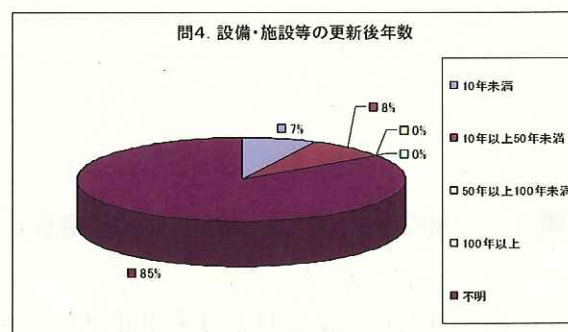
問4. 現在お使いの「飲料水・生活用水」の設備・施設等は、何年くらいお使いですか？

50年未満で76%を占め、居住年数で回答される傾向が見られた。



※設備を更新されている場合は、その更新後

設備の更新については、不明（無回答を含む。）が85%であった。



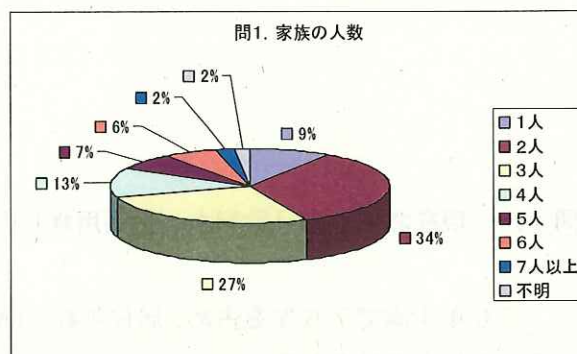
2. 設問別分析結果

<東別院町>

【現在の「飲料水・生活用水」の状況について】

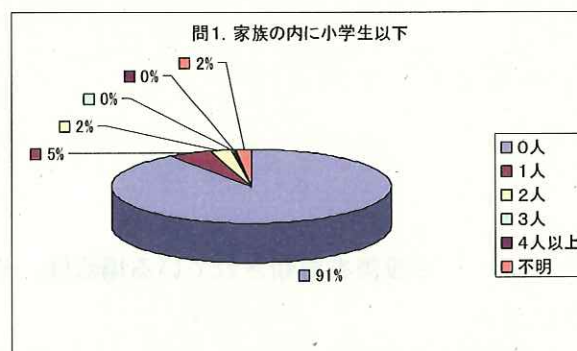
問1. 家族の人数は、何人ですか？

最も多いのは、2人家族が34%であり、次いで3人家族が27%、4人家族が13%であった。



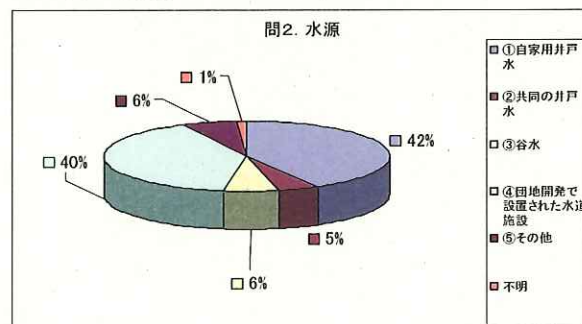
その内に小学生以下

小学生以下の子どものいる家庭は、7%であった。



問2. 現在お使いの「飲料水・生活用水」は、主に何を利用されていますか？

ボーリング等により「自家用井戸」で水を確保されている方が42%で最も多く、次いで「団地開発で設置された水道施設」の利用が40%であった。



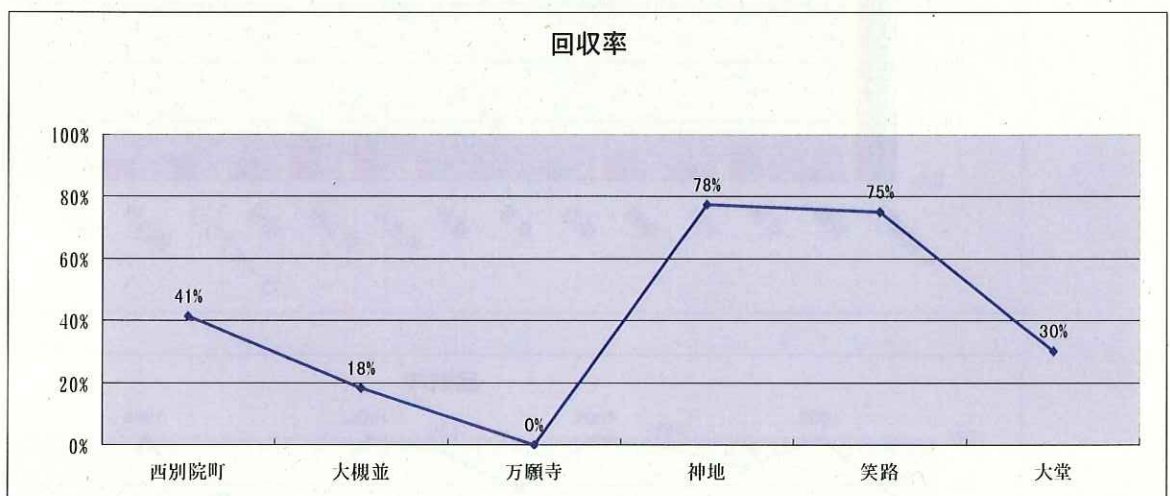
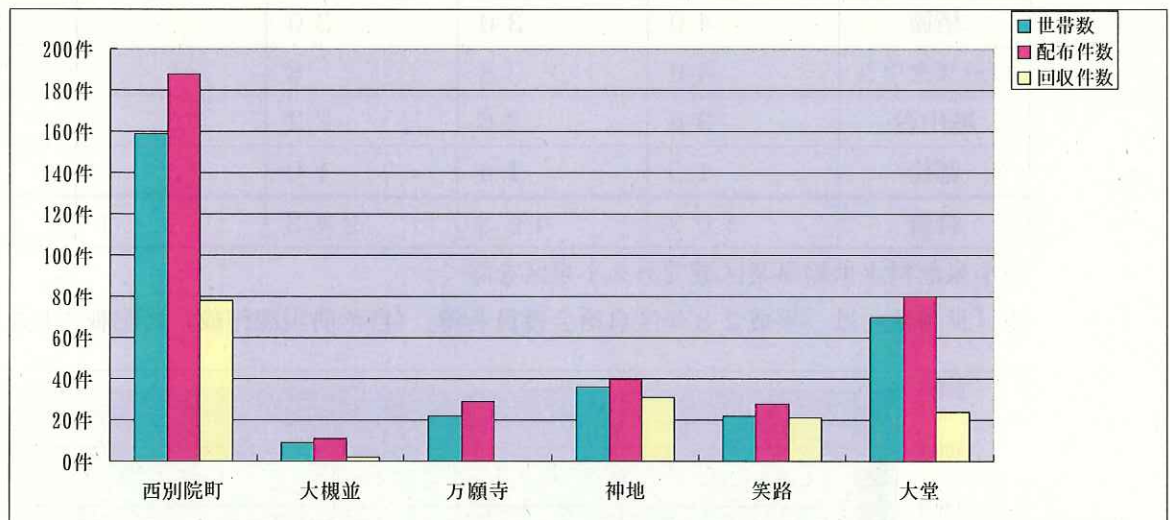
<西別院町>

区名	世帯数	配布件数 A	回収件数		回収率 B/A
			B	うち白紙回答	
大槻並	9	11	2		18%
万願寺	22	29	0		0%
神地	36	40	31		78%
笑路	22	28	21		75%
大堂	70	80	24		30%
合計	159	188	78		41%

※簡易水道事業区域である柚原区、犬甘野下ノ谷区、犬甘野中ノ谷区、犬甘野下条区、犬甘野上ノ谷区を除く。

※「世帯数」は「平成23年度自治会役員名簿」（自治防災課作成）に記載された世帯数

※自治会に未加入の世帯等にも配布されたため、「配布件数」が「世帯数」を上回っている。



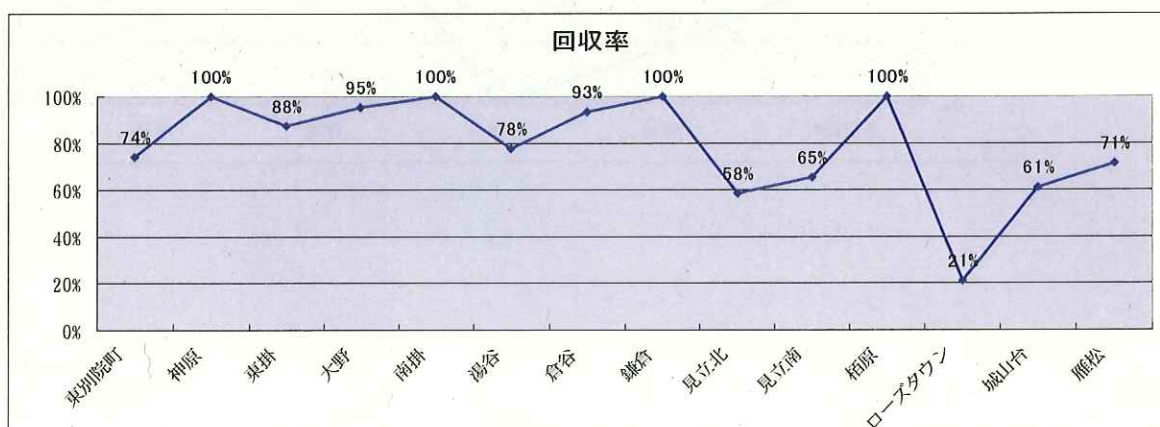
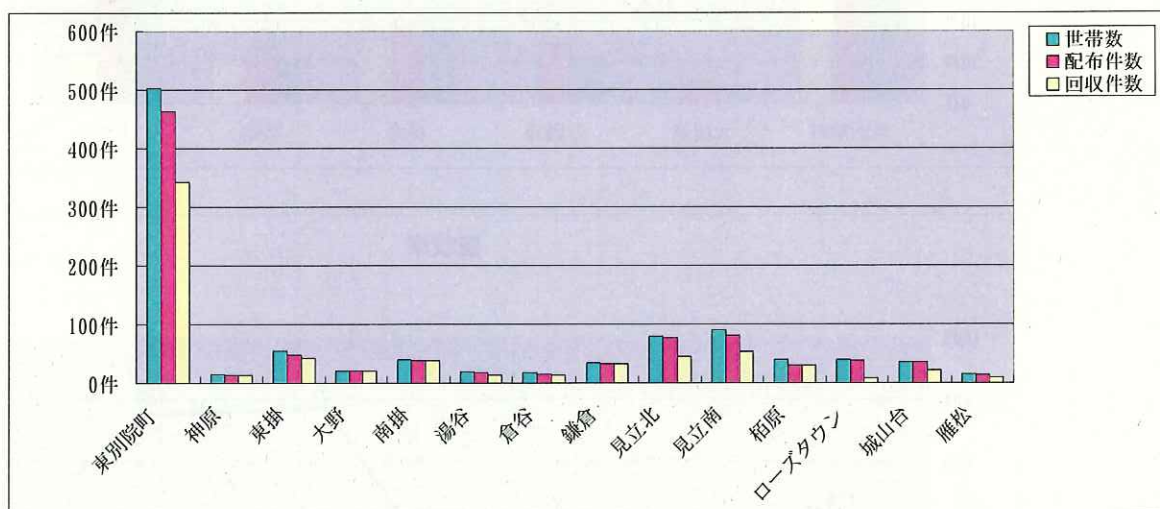
(5) 調査対象区とその回収状況

＜東別院町＞

区名	世帯数	配布件数 A	回収件数		回収率 B/A
			B	うち白紙回答	
神原	15	14	14		100%
東掛	55	48	42		88%
大野	21	21	20		95%
南掛	40	38	38	1	100%
湯谷	19	18	14		78%
倉谷	18	15	14		93%
鎌倉	34	33	33		100%
見立北	80	77	45		58%
見立南	90	81	53		65%
栢原	40	30	30		100%
ローズタウン	40	38	8		21%
城山台	36	36	22		61%
雁松	15	14	10		71%
合計	503	463	343	1	74%

※小泉飲料水供給事業区域である小泉区を除く。

※「世帯数」は「平成23年度自治会役員名簿」（自治防災課作成）に記載された世帯数



平成 23 年 6 月 1 日

東（西）別院町の皆様へ

亀岡市上下水道部水道課

「水道水」確保についてのアンケート調査（依頼）

（１）調査目的

東別院町・西別院町におきます水道未普及地域解消の取り組みにつきましては、これまでからアンケート調査等に協力をいただき、事業化への取り組みを検討してきましたが、町区域が広く高低差があることから、多額の事業費が必要になり、加入者にも、高額な一部負担金が伴いますことから、なかなか進展できなかった経過があります。

その後の飲料水、生活用水確保の状況変化等を踏まえまして、住民の皆様の思いを再度お聞かせ願ひまして、今後の取り組みに反映していきたいと考えています。

つきましては、誠にお手数をおかけし申し訳ありませんが、別紙のアンケートに御回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回の調査にあたりましては、自治会の御協力を頂いております。

- （２）調査項目
- ①現在の「飲料水・生活用水」の状況について
 - ②将来のことについて
 - ③公営水道の設置意向について
 - ④その他の意見

- （３）調査方法
- 調査対象区の役員による配布・回収

- （４）調査期間
- 平成 23 年 6 月 1 日から～平成 23 年 6 月 30 日

- （５）問合せ先
- 亀岡市上下水道部水道課 計画係
☎ 23-9311 （内線）3651・3659

東（西）別院町

「水道水」確保についてのアンケート調査

【はじめに、あなたのお住まいはどの地域ですか】

町 区

【現在の「飲料水・生活用水」の状況についてお伺いします】

※該当するものに ○ 印を記入して下さい。

問1. 家族の人数は、何人ですか？

人 その内に小学生以下 人

問2. 現在お使いの「飲料水・生活用水」は、主に何を利用されていますか？
(○は1つだけ)

- ①自家用井戸水 ②共同の井戸水 ③谷水
④団地開発で設置された水道施設 ⑤その他 ()
◆①または②とお答えの方の井戸の深さ、約 m

問3. 「飲料水・生活用水」の管理は、誰がされていますか？

- ①個人管理 ②共同管理 ③団地開発業者が管理
④水道管理組合（業者に委託） ⑤その他 ()

問4. 現在お使いの「飲料水・生活用水」の設備・施設等は、何年くらいお使いですか？

約 年

※設備を更新されている場合は、その更新後 約 年

問5. 現在、「飲料水等」の確保に不安・不便を感じておられますか？

- ①はい ②いいえ

問6. 問5で ①はい と答えられた方の理由で、特に該当するのは？
(複数回答可)

- ①水質 ②水量 ③維持管理・更新費用 ④その他 ()

問7. 問5で ②いいえ(不安・不便はない)と答えられた方の理由で、該当するのは？

- ①水質・水量に心配はない ②維持管理費が安い
③その他（ ）

【将来のことについて伺います】

※該当するものに ○ 印を記入して下さい。

問8. 将来「飲料水・生活用水」の確保は、どのようにすべきとお考えですか？

- ①公営水道を設置してほしい
②現状の維持管理、更新費用の市補助をしてほしい
③現状のままでよい

【公営水道の設置意向についてお伺いします】

※該当するものに ○ 印を記入して下さい。

問9. 問8で、①をお答えの方にお聞きします。

公営水道を設置する場合は、関係する地域の皆様の参加と、整備費用の応分の負担が必要となりますが、負担の意向はどうですか？

参考事例・・畑野町の公営水道設置では約 120 万円の
各戸負担が必要となっています。

- ①必要な負担金を負担してでも、公営水道を設置して欲しい
②負担金の金額が次の(1)～(3)であれば参加する
(1)150万円以下 (2)200万円以下
(3)その他()
③負担金があるなら参加しない

【何か御意見等がありましたら、御記入下さい】

御協力ありがとうございました。

亀岡市景観計画（案）状況報告

<請願の要旨>

- ・ 性急な景観条例の制定に反対である
- ・ 急ぐ場合は規制対象区域から除外すること

<市議会附帯決議の要旨>

- ・ 請願の趣旨は、景観計画案の策定全てを否定するものではない
- ・ 「歴史的景観保全重点地区」の地域住民の合意形成が図れていないことに起因する
- ・ 3町の地元住民への説明責任を果たし、合意形成を図ること

<市都市計画審議会での意見要旨> 10月13日状況報告

- ・ 景観法に基づく景観制度（計画策定、条例制定）は、今後のまちづくり上、大事な施策である
- ・ 現計画案は、十分評価できるが、住民協働による景観づくりである以上、地域の理解は不可欠である
- ・ 枠組みのルール（計画、条例）は必要であり、地区計画（景観地区指定や景観協定）のできる地域を重点地区（モデル地区）とし、補助をしていく。それを時間を掛けてやっていく。しかし景観づくりが取り組めない地域は補助しないというルールを採るべき

<地域の意見要旨>

- ・ 住民の景観に対する認識は薄いことから、3町だけでなく希望する町に対しては、説明会を開催すること（亀岡地区中部自治会とりまとめ）
- ・ 3町の反対理由がわからない
- ・ 一般的な説明では理解できない、また市の将来ビジョンを示すこと（3町自治会長から）
- ・ 他の案件であるが、これまでの行政対応（不信）にも起因する
- ・ 計画の内容を変更する考えはないのか
- ・ 現計画案の内容は承知しているので説明会開催は不要、ただし内容変更されれば聞く可能性がある

以上の経過・意見内容を踏まえ、11月2日第10回亀岡市景観制度策定委員会を開催し、現計画案の一部変更も含め、今後の進め方について意見聴取を行った。これを受けて再度中部自治会を窓口の説明会（意見調整）を進めていく。

都市計画道路の変更について

【都市計画道路見直しの背景と必要性】

■見直しの背景

本市の都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加による市街地拡大や自動車交通の増大を前提に決定され、これまで整備を進めてきましたが、整備状況は約 52.7%（平成22年度末）となっている。この間、高齢化社会の進展などによる誰もが安全で快適に移動できるための歩行空間・公共交通体系の充実や防災・自然環境・景観に対する意識の高まり、更には、今後の財政見通しの厳しさなど都市計画道路を取り巻く状況は、様々な面で変化している。

このような状況を踏まえ、都市構造の骨格をなす広域的な都市計画道路網については、より一層「選択と集中」により重点化を図りながら、既存ストックを有効に活用しつつ、効率的かつ効果的に整備を進めることが必要となる。

さらに、都市全体における都市計画道路についても、都市計画道路の機能と役割を再検証しながら、これらの社会経済状況の変化に的確に対応していく必要がある。

■見直しの目的

このように都市計画道路網を取り巻く状況が変化する中で、都市計画決定後、長期間にわたって事業が実施されていない路線や区間の中には、時間の経過とともに、道路に求められる機能や役割が変化しているものも生じていることから、必要性を再検証した上で適切な見直しを行うことが求められている。

■見直しにかかわる経緯

以上の点を踏まえ、平成18年7月に京都府にて策定された「京都府都市計画道路網見直し指針」を基に、市内都市計画道路の各路線、各区間の必要性、機能代替性等を再検証し、また、事業実施上の課題等を整理しながら、見直しの必要な候補路線（区間）を別図のとおり選定した。

未着手の理由

（財政的な理由）

長期的な視点で計画決定された都市計画道路の必要性に対して、限られた財源の中で十分な投資額が確保できず、交通渋滞の解消に一番効果的な路線や市街地整備と関連する路線など、優先順位の高い路線から整備を進めることとなるため、結果的に整備が遅れてしまっている路線が未着手となっている。

（他事業との調整による理由）

面的整備事業や都市計画道路と関連する他事業との調整が必要であるために、事業実施が見送られている。

（技術的な理由）

鉄道や河川などの交差などの地形上の制約に対する技術上の課題解決に時間を要することから、事業実施が見送られている。

（地域のまちづくり上の理由）

整備によって既存の街並みの破壊や地域分断などが懸念され、速やかな事業実施が困難となっている。

都市計画道路の見直し検討方法

【見直し指針を基に都市計画道路の存続、廃止を検討】

Step1 道路の整備状況や機能の把握

(未整備の都市計画道路はどの路線か、どの路線がどのような機能を持っているかを把握)

- ・都市計画道路の整備状況の整理
- ・都市計画道路の機能の把握

<区全体の及ぶ機能>

- 市街地形成機能
 - ・将来都市構造の形成
- 交通機能
 - ・広域ネットワークの形成

<局所的な機能>

- 市街地形成機能
 - ・地区レベルの街づくりの誘導
- 交通機能
 - ・公共交通の利便性向上
 - ・歩行者・自転車の交通環境の確保
- 空間機能
 - ・環境空間の形成
 - ・防災空間の形成
 - ・施設収容空間の確保

Step2 必要性・実現性の検討（＝廃止検討路線の抽出）

(路線の持っている機能は他の路線等で代替できるか、計画を実現できるか検討)

- ・都市計画道路の必要性及び機能代替の可能性の有無の検討
- ・計画実現上の課題の有無の検討

<計画実現上の課題>

- 公共施設との重複
- 歴史文化資産との重複
- 地域コミュニティの維持
- 歴史的景観の保全との整合 など

Step3 廃止候補路線の選定

(廃止検討路線を対象に廃止することによる影響があるか、ないかを検討)

- ・廃止検討路線を対象に、廃止による影響を検討
- ・廃止による影響がある場合は存続、影響が小さい場合は廃止

<廃止によって生じると想定される影響>

- 周辺のまちづくりやプロジェクト等への影響が大きい場合
- 隣接して並行する道路への混雑の影響が大きい場合
- すでに大部分が改良されている場合
- 沿道にセットバックしている建物が多い場合 など

見直し検討の流れ



【整備状況：平成22年度末時点】

亀岡市の都市計画道路は21路線で約52.27km、その内、整備済延長は約27.53km、全体の約53%、一部整備済延長（概成済）は約9.00km、全体の17%で未整備延長は約15.74km、全体の約30%であり、その内、事業中は、約4kmである。

（参考）

- ・全線未着手路線：2路線（紺屋三宅線 W=8～16m、下矢田三宅線 W=8m）
- ・事業中路線：2路線（中矢田篠線、馬堀停車場篠線）

概成済延長とは：改良済以外の区間のうち路線として、都市計画道路と同程度の機能をなしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路とする。必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない）区間。

【新たな都市計画道路について】

現在、土地区画整理事業が進められている、亀岡駅北地区において、土地利用の根幹となる幹線道路（別図）を都市計画道路に位置づけ、人や自動車交通などの移動を支える「交通機能」をはじめ、都市構造や街区の形成等を担う「市街地形成機能」更には、都市の防災性の向上や上下水道施設等のライフラインの収容を担う「空間機能」など、多様な機能を受け持たせるとともに、周辺の道路と体系的・機能的に連携された道路網を構築する。

（追加検討路線）

- ・（仮称）余部追分線
- ・（仮称）亀岡駅北線

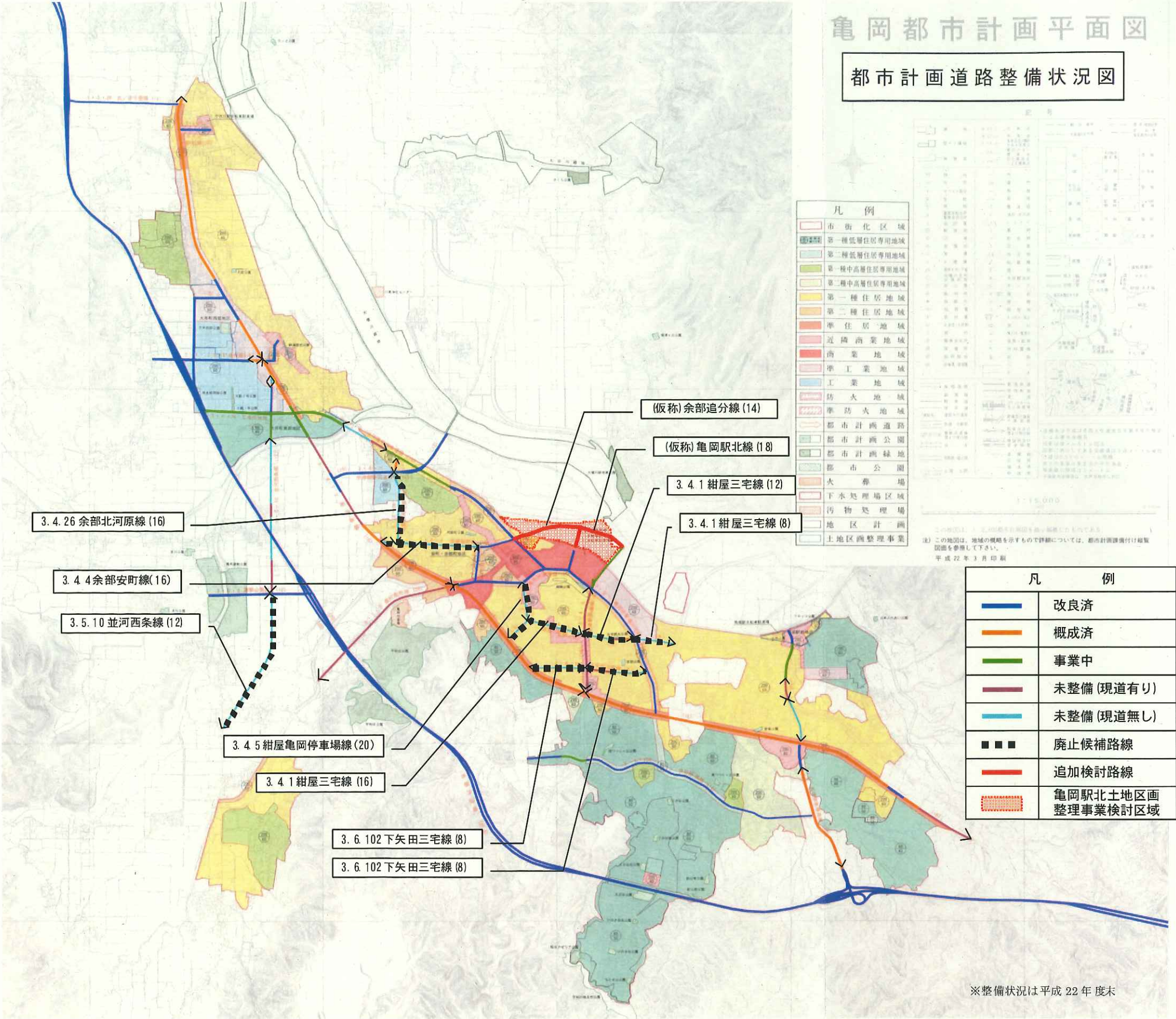
■廃止候補路線

路線番号	路線名称	整備状況	計画幅員(m)	当初決定年月	都決30年以上	53条許可件数
3.4.1	紺屋三宅線	未整備 (一部概成済)	12	昭和34.3	○	61 (3)
		未整備	8		○	
		未整備	16		○	
3.4.4	余部安町線	未整備	16	昭和34.3	○	58 (1)
3.4.5	紺屋亀岡停車場線	未整備	20	昭和34.3	○	18
3.4.26	余部北河原線	未整備	16	平成4.5		0
3.5.10	並河西条線	未整備	12	昭和35.1	○	0
3.6.102	下矢田三宅線	未整備	8	昭和34.3	○	29
		未整備	8		○	

※ 53条許可件数欄の括弧内の数値は取下げの内数

■追加検討路線

路線名称	計画幅員(m)
(仮称)余部追分線	14
(仮称)亀岡駅北線	18



平成23年11月 産業建設常任委員会 農地等の災害復旧について

1. 国庫補助の対象となる災害復旧事業

異常な天然現象（※1）により生じた災害で、農地（※2）・農業用施設（※3）が1箇所につき40万円以上（※4）の工事費を要するものが対象となる。

（※1）異常な天然現象とは以下のとおり

〔暴風、洪水、地震、積雪、干ばつ、地すべり、落雷〕

降 雨：最大24時間雨量が80mm以上又は1時間雨量が20mm以上

風 速：最大風速 15m/秒以上（10分間平均）

洪 水：その地点における水位が警戒水位以上・警戒水位がない場合は、低水位と堤防高の1/2以上

干ばつ：連続干天日数が20日以上

2. 国庫補助の対象とならない災害

- ① 1箇所の工事費が40万円未満のもの（小災害）
- ② 過年災害によるもの
- ③ 経済効果小（限度額を超過、農地の傾斜20度を超える農地）
- ④ 維持管理不良に起因する被災
- ⑤ その他

3. 補助の対象となる災害復旧事業の対応について

災害は突発的に発生するもので、復旧事業に向けては、的確に被害状況を把握し、適切な復旧計画を迅速に立てて、国の査定（事業決定）を受けて事業化が決定。以降、早急に復旧工事に着手。被災の連絡を受けたら、直ちに職員が現地状況を確認し、災害復旧事業として実施できるかどうか判定すると共に、庁内及び府に被害を報告。

- 1 豪雨等による農地・農業用施設の被害発生
- 2 自治会長から各区長に、各区内の被害状況・規模の調査を指示願い、その集約をしてください。
各区長からの報告（内容・規模）を至急、市農林整備課へ電話で報告するとともに、調査カードを作成し、提出してください。
なお、市農林整備課への電話連絡は被害発生後2日以内に行い、調査カードは発生後4日以内に提出してください。
連絡・提出先 亀岡市役所 農林整備課 Tel(直通) 25-5038・5039 Fax 25-4400
(代表) 22-3131 (内線) 3132・3133
 - (1) 市農林整備課では、早急に降雨量等を調査の上、災害復旧として対応できるかどうか連絡します。
 - (2) 被害報告は緊急を要しますので、速やかに報告願います。
 - (3) 調査カードの記入は、災害箇所1箇所ごとに1枚ずつ記入をお願いします。
 - (4) 調査カードの作成は、区長と自治会長が協力して作成をお願いします。

※調査カードは、被害状況の把握に使用するためであり、調査カードを提出したから災害復旧事業として申請できるとは限りません。
- 3 2において提出された調査カードに基づき、関係者立ち会いの上で現地調査し、災害復旧事業として申請できる規模かどうか職員が判定します。【農業用施設は公共の土地（昔の里道・水路等）で、複数の受益戸数が必要です】
 - (1) 被害報告された箇所全部が事業申請及び国の審査を受けられるものではありません。
 - (2) 提出された調査カードに基づいて現地調査を行いますので、被災状況・規模等の漏れ落ちがないように十分注意してください。
- 4 各区長は、次の事項（1）～（4）に注意して、その関係者が災害復旧事業として実施していく意思の有無を自治会長に報告してもらってください。
 - (1) 国庫補助の対象となる災害復旧事業1箇所の工事費は、40万円以上です。
 - (2) 災害復旧事業として復旧する場合、受益者の負担が必要です。
負担金の基準率は 農地復旧（田・畑）・・・・・・・・・・25.0％
農業用施設（水路・農道・ため池・その他）・・・17.5％

※農地面積が小さい場合、国の補助以外に個人負担が増加する場合があります。

 - (3) 災害復旧事業として実施する意思が確認された箇所については、地元負担金の納付確約書が必要です。
- 5 自治会長は、各区長より災害復旧事業として実施する意思が確認された箇所について、市農林整備課まで3日以内に報告をお願いします。
 - (1) 災害復旧事業として実施する意思が確認され、自治会長から報告された箇所については特別な理由がない限り、取り下げる事はできません。
- 6 自治会長の報告に基づき、受益者の確認及び測量作業に入ります。
 - (1) 測量・写真撮影など作業の支障にならないよう被災地の草刈り等を行ってください。
 - (2) 当面の現場処置をされる場合は、市農林整備課まで事前に連絡をしてください。
 - (3) 受益者については、農道は利用者、水路は水系受益者を調査し、耕作者台帳等により整理をしてください。
 - (4) 受益者の災害復旧事業の同意書の作成をお願いします。
- 7 6の（3）、（4）に基づき最終調査の上、事業申請及び国の災害査定を受けます。
 - (1) 国の査定は、基本的にすべて現地を確認します。
 - (2) 査定日が決定したら連絡しますので、被災範囲を含む広い範囲の草刈り等を行ってください。
- 8 7による国の現地査定において、事業申請内容が適正であり、災害復旧事業として認められた箇所についてのみ復旧工事を行います。
そのため、場合によっては復旧延長や工法等に変更が生じることもあるので、ご了解をお願いします。
 - (1) 災害復旧事業としての復旧工事は、当該年度を含め3年以内に行います。

(自治会長・区長について：土地改良区が確立されている地区については、自治会長を理事長、各区長を地区担当理事と読み替えてください。)

(記入例)

※印欄については記入しないこと。

○ ○ 町 × × 区 長 土地改良区 亀 岡 太 郎						提出	平成 年 月 日	※ NO.
						付 近 見 取 り 図 (位 置 図)		
※	町		大字		小字			
※	工種		担当	(印)				
現 地 査 定	※							
被災場所		町名	大字	小字	地番			
		○ ○	× ×	△ △				
農地	地 目	(田) ・ 畑						
	受益者氏名	亀岡花子 TEL:2-3456						
	受益者住所	○○町×× 1番地						
	受益面積	10.1a(反 畝)						
施設	施 設 名	農道 水路 溜池 橋梁 頭首工 揚水機						
	受益代表者氏名	亀岡次郎 電話23-5678						
	受益代表者住所	○○町×× 3番地						
						被災状況・被災規模 あぜ崩壊 長さ 15m ・ 高さ 4m 水路崩壊 長さ 15m ・ 幅 1m 深さ 0.5m		
						通信欄	※	
						備考	※	

